平成２６年（フ）第５５２号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀399番地、開始決定時の住所岡山県倉敷市児島唐琴４丁目５－５
破産者　松尾　康博
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５３号
佐賀市諸富町大字為重336番地１、開始決定時の住所岡山県倉敷市児島田の口７丁目７番１号
破産者　中島　亜紀（開始決定時の姓松尾）
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９号
岡山県倉敷市児島稗田町１番地８、旧住所岡山県倉敷市下津井４丁目８番13号
破産者　佐藤　　栄
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２号
広島県尾道市因島中庄町1985番地７、登記簿上の本店所在地広島県尾道市因島中庄町2039番地３
破産者　株式会社ジョセル
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第５１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4633番地２
破産者　株式会社アペックス山口
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１８４号
福島県郡山市図景２－11－28　図景ヒルズ309号室、開始決定時の住所茨城県つくば市東光台２丁目２番地１　リュミエール・エストＡ棟101号
破産者　染谷　幸一
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第８号
沖縄県浦添市沢岻２丁目２番15－304号　ショーリセM
破産者　髙江洲恵美
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４４号
沖縄県那覇市西３丁目９番２－907号　県営三重城市街地住宅
破産者　花城　英治
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６３号
群馬県高崎市箕郷町上芝483番地９
破産者　関口昭三郎
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第３７号
北九州市八幡西区藤原４丁目１番11号　ファーボ藤原108号
破産者　吉田　由紀
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１３７６号
札幌市北区北７条西６丁目２番地27　ストライプ札幌713号
破産者　狩野　　孝
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９８３号
札幌市西区西町南８丁目４番15―306号
破産者　岡部　幸仁
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２４５号
北海道千歳市信濃４丁目19番17号、開始決定時の住所北海道北広島市大曲並木２丁目10番地５
破産者　国井　誉良
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３５号
北海道江別市文京台東町21番地の３　ＭＳ堀本３号室
破産者　新出喜代孝
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０５号
札幌市西区山の手５条２丁目１番26号
破産者　野口　敏雄
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０４号
岩手県岩手郡雫石町中沼275番地、住民票上の住所岩手県滝沢市鵜飼大緩39番地35
破産者　**徳**田　　亨
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１８７号
山形県寒河江市本楯３丁目131番地の11　チェリーピアＣ２棟106、開始決定時の住所山形県寒河江市本楯２丁目100番地の33
破産者　矢作　祐之
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８８号
山形県寒河江市本楯３丁目131番地の11　チェリーピアＣ２棟106、開始決定時の住所山形県寒河江市本楯２丁目100番地の33
破産者　矢作真理子
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８号
新潟県三条市西裏館３丁目２番65号
破産者　山家　清美
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部